

岡崎市農業振興ビジョン推進委員会ユニバーサル農業推進部会設置要綱

(設置)

第1条 年齢、障がいの有無、農業経験などを問わない多様な担い手が参加するユニバーサル農業等について調査及び審議するため、岡崎市農業振興ビジョン推進委員会設置要綱第6条の規定に基づき、岡崎市農業振興ビジョン推進委員会ユニバーサル農業推進部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げることについて所掌する。

- (1) 農福連携の推進
- (2) 市民農園等、市民の農業体験の推進
- (3) 遊休農地の活用
- (4) 前号までに掲げるもののほか、ユニバーサル農業等について必要と認められること。

(部会員)

第3条 部会員は、ユニバーサル農業等について十分な知識又は経験を有する者から市長が委嘱する。

2 部会員の任期は3年とする。ただし、再任することができる。

(会議)

第4条 部会の会議は、農業振興ビジョン推進委員会（以下「委員会」と言う。）の提言に基づき市長が招集する。

2 会議によって調査及び審議されたことは事務局が取りまとめ、委員会に報告する。

(事務局)

第5条 部会における庶務は、経済振興部農務課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。